

## 第5回定例議会

### 審議された案件

提案とおり可決されました

○久留米広域市町村圏事務組合規約の変更

### 委員会審査

#### 総務委員会

付託された案件はいずれも提案どおり可決及び採択されました

久留米市との久留米広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結

これまで久留米市と協定書を締結し、定住自立圏の取り組みを推進してきましたが、地方自治法の改正により、新たな広域連携構想として連携中枢都市圏が示されま

**意見** 納付に対して行政と話し合いができる環境づくりや信頼関係を構築していただきたい。

27年度一般会計補正予算(第4号)

2億9千360万3千円増額  
予算総額146億2千468万7千円

今回の補正は、職員の異動等に伴う各款の人件費の調整並びに以下のとおりです。

○総務費 ふるさと基金積立金6千万円、ふるさと寄付謝礼品カタログギフト事業委託料2千400万円、国県支出金等過年度分返還金1千987万2千円、選挙権年齢引き下げに伴う選挙人名簿システム改修業務委託料303万6千円

○民生費 障害者自立支援給付費3千448万6千円、国民健康保険基金安定繰出金3千404万5千円、公的介護施設等整備補助金546万円、保育所運営費委託料5千575万3千円、幼稚園・認定こども園施設型給付費5千70万8千円、ひとり親家庭等医療費助成費250万円

○衛生費 不妊特定治療支援助成金70万円

した。連携中枢都市圏は、定住自立圏で取り組んできた「圏域全体の生活関連機能のサービス向上」に加え、「圏域全体の経済成長のけん引」と「高次の都市機能の集積・強化」の3つの分野で大川市と久留米市が連携協約を結び、事業を行うものです。

**意見** 広域連携で取り組むことは非常によいことだが、久留米市に飲み込まれないよう情報を密にしてしっかりと取り組んでもらいたい。

久留米市との久留米広域定住自立圏の形成に関する協定の廃止

新たに、久留米市との久留米広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結するにあたり、22年3月に締結した久留米広域定住自立圏の形成に関する協定を廃止するものです。

大川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部改正

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第9条第2項に基づき、教育委員会が行う大川市就学援助規則による就学援助の交付に

○農林水産業費 農地集積・集約化対策事業費補助金4千197万8千円、農業振興対策事業費補助金601万7千円、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金55万円  
○災害復旧費 26年度農業用施設災害復旧事業による事業損失補償金602万4千円

**問** 老人福祉費の公的介護施設等整備補助金の補助内容は。

**答** 介護施設のスプリンクラー設置に係る費用や火災報知機設置費用及び消防機関へ通報する装置設置に係る費用への補助金で、これまでスプリンクラー設置については、275平方メートル未満の施設に設置義務はなかったが、消防法施行令の改正に伴い、原則として宿泊をとまなう介護施設等に設置が義務付けられたもので、2つの有料老人ホームが対象施設となっている。

**問** ひとり親家庭等医療費助成費の医療費の内容は。

**答** ひとり親家庭が増加したのではなく、受診件数が増えたことにより医療費が増加しており、原因については今後分析していきたい。

関する事務について、新たに個人番号を利用できるようにするための改正です。

改正の内容は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第9条第2項に基づく個人番号の利用とともに、新たに法第19条第9号に基づく特定個人情報提供を追加規定し、本市の規則に基づく事務において市長部局と教育委員会部局との情報連携が速やかにできるようにするものです。

**問** 庁内の連携については、法第9条第2項で既に規定していると思うが、法第9条第2項と法第19条第9号との差異は。

**答** 法第9条第2項は市長部局の同一機関内での情報連携であり、部局が違う教育委員会では法第9条第2項の規定は適用できないため、法第19条第9号を新たに追加規定したものである。

定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例の廃止

久留米市との久留米広域定住自立圏の形成に関する協定の廃止に伴い、定住自立圏の形成に係る議

災害ボランティア割引制度に関する意見書提出を求める請願

大規模災害発生時において多くのボランティアが被災地に赴きボランティア活動を行えるよう交通費や宿泊費の割引制度等の制定を強く要望するものであり、意見書を関係行政庁に提出いただきたいというものです。

本請願の願意は妥当なものとして、採択しました。  
詳しくは、5ページの意見書をご覧ください。



### 文教厚生委員会

付託された案件はいずれも提案どおり可決されました

大川市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定

いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ防止等の対策を総

会の議決事件を定める条例を廃止するものです。

大川市税条例等の一部改正

地方税法の一部を改正する法律が公布され、税等の徴収に関する規定の中の、「徴収猶予」と「換価猶予」に関する一部事項について、地方分権を推進する観点から自治体の条例に委任することとなり、改正するものです。また、先の9月議会において、「マイナンバー法」の施行に伴い、市税条例の中に個人番号や法人番号等の規定を整備したが、その後、総務省から「地方税法施行規則の一部を改正する省令」が公布され、個人番号や法人番号に係る様式が定められたことに伴い、未施行の改正条例を一部改正するものです。

**問** 今回の条例改正により、生活困窮者の方々に配慮ある内容となっているか。

**答** 税は公の債権であり納めていただくことを前提としているが、生活苦等により納められない方については、実態等をお聞きし、分割納付や税の猶予等の規定も含めて、丁寧に説明していきたい。

合的かつ効果的に推進するため、大川市いじめ問題対策連絡協議会等3つの組織を設置し、必要な事項を条例で定めるものです。

**問** 主任児童委員を大川市いじめ問題対策連絡協議会の構成員にすることはできないか。

**答** 関係機関である青少年育成市民会議の中に主任児童委員が入っておられるので、今後、相談していきたい。

大川市斎場設置及び管理条例の一部改正

市民から大川市斎場での通夜使用の要望が多く寄せられており、市民サービスの向上のため、通夜での利用ができるように、使用時間や使用料等を改正するものです。通夜の際の式場の使用時間は、午後5時から翌日の午前8時30分まで、使用料は死亡者が死亡当時本市住民であった場合は、1回1万5千円、市外住民の場合は、1回2万5千円とするものです。

**問** 今回の条例改正により指定管理者との契約はどうなるか。

**答** 指定管理は今年が5年目となり来年度新たに指定管理者を指定